

申請書記入例

◆ 注意書きをよく読んでから記入してください。 ◆

ご注意

- 申請書は機械で読取るので、折ったり、汚したりしないでください。
- 黒インク又は黒ボールペンで枠からはみ出さないように記入してください。
- 訂正するときは、書き間違えた箇所を二重線で消し、正しい内容を枠外に書き加えてください。なお、氏名のフリガナと刑罰等関係欄を訂正した場合には、二重線に訂正印を押捺するか、欄外に訂正した旨記入し署名してください。
- 「所持人自署」欄の署名を書き損じた場合（枠からはみ出し、なぞり、かすれ等を含む。）には、訂正ができないので、新しい申請書に書きなおしてください。

所持人自署

この欄に書いた署名が旅券に転写され、外国で使用するサインになります。申請者本人が枠からはみ出さないように自署してください。字体は英字でも日本語でもかまいません。

(記入例)

Hanako Tokyo 東京 花子

(記入例)

H. Tokyo とりきょう はなこ

所持人自署の代筆

申請者が乳幼児又は身体の障害等により署名が困難な場合には、次の方が代理で署名してください。

- 法定代理人（親権者・後見人）
- 配偶者
- 渡航に同行する者

(記入例)

Hanako Tokyo
by J. Tokyo (father)

(記入例)

東京 花子
東京 太郎 (父) 代筆

刑罰等関係

「はい」に該当する場合、又は、いずれに該当するかわからない場合には、申請に先立って、下記までお申出ください。

旅券課（新宿） 電話03-5388-3196

へボン式ローマ字の例外

1. へボン式によらないローマ字氏名表記

※へボン式によらないローマ字氏名表記を希望する場合には、一般旅券発給申請書の他に、「非へボン式ローマ字氏名表記等申出書」の提出が必要になります。また、「今後、如何なる理由があろうとも旅券面上のローマ字氏名表記を変更しないこと」を誓約していただきますので、申請にはご本人がお越しくください。
※姓をへボン式によらないローマ字で表記する場合には、ご家族で綴りが異なることがないよう、あらかじめご確認の上、申し出てください。また、姓について、長音以外の非へボン式表記を希望するときは、その綴りが実際に使用されていることを示す書類等（クレジットカード等）を提示又は提出してください。
※一度登録した旅券の氏名表記は変更できないので、ご注意ください。

(1) 戸籍上の姓又は名が外国式で記載されている場合 (例示)

戸籍姓：ピーターソン → PETERSON
戸籍名：ジェームス → JAMES

(2) 長音表記する場合 (例示)

戸籍姓：遠山 TOYAMA → TOHYAMA / TOUYAMA / TOUYAMA
戸籍名：優子 YUKO → YUUKO

(3) 外国式の表記を希望する場合 (例示)

戸籍名：譲治 JOJI → GEORGE
戸籍名：里沙 RISA → LISA

(4) その他へボン式によらない表記を希望する場合 (例示)

戸籍名：一郎 ICHIRO → ITIROU
戸籍名：祥子 SHOKO → SYOKO

申請受付の手順

- 申請書の記入が完了したら、戸籍謄本又は抄本、写真、運転免許証等の本人確認書類及びその他必要な書類を添えて、整理券発券窓口で書類の確認を受けてください。
整理券発券窓口 新宿：1番窓口 有楽町：1番窓口
池袋：1番窓口 立川：3番窓口
- 必要書類が揃っていることを確認して、整理券をお渡しします。
- ご自分の整理券番号が呼ばれましたら、窓口までお越しください。
- 受付が完了すると、旅券引換書をお渡しします。また、2～3日でハガキがご自宅に郵送されます。旅券引換書とハガキは旅券を受領するまで保管しておいてください。

枠内は申請者本人が記入してください。

主要渡航先での滞在期間

渡航先での滞在期間が3ヶ月以上になる場合には、最寄りの日本公館に在留届を提出する必要があります。在留届用紙が必要な方は窓口へお申出ください。

申請者署名

申請者本人が戸籍上のお名前日本語により署名してください。ただし、身体の障害等により署名が困難な場合には、親権者、後見人又は配偶者等が代理署名してください。また、申請者が小学生以下の児童の場合には、ひらがなで署名するか、親権者である父又は母が代理署名することができます。

(記入例)

申請者署名
父代筆 東京 花子

法定代理人署名

申請者が未成年者（20歳未満）又は成年被後見人である場合には、親権者又は後見人が戸籍上のお名前日本語により署名してください。

代理申請のための申出書

代理申請の場合必ず記入してください。申出書の「申請者記入欄」には申請者が、「引受人記入欄」には代理で提出する方が、それぞれ記入してください。なお、代理で提出する方が旅行者又は行政書士の場合、引受人住所は主たる営業所の所在地を記入してください。申請者本人が申請書類を提出する場合及び代理申請者が法定代理人（親権者である父又は母等）の場合には、記入の必要はありません。

2. 別名併記

国際結婚、外国との二重国籍又は外国での旧姓使用等の理由により、戸籍上の氏名以外の姓や名を旅券に記載する必要がある場合には、別名として併記することができます。

(1) 外国人配偶者の姓や旧姓を併記する場合 (例示)

配偶者の姓：ピーターソン → TOKYO (PETERSON)
旧姓：新宿 → TOKYO (SHINJUKU)

(2) 外国旅券に記載されているミドルネームを併記する場合 (例示)

ミドルネーム：パトリシア → HANAKO (PATRICIA HANAKO)

※別名併記の申出には、非へボン式ローマ字氏名表記等申出書の他に、外国の公的機関が発行した綴りの確認できる書類（出生証明書、婚姻証明書又は配偶者の外国旅券等）が必要です。
※旧姓の申出には、非へボン式ローマ字氏名表記等申出書の他に、旧姓併記を必要とすることを示す書類等が必要です。